

徳島県公安委員会規則第 3 号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 10 日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（昭和 47 年徳島県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表徳島県徳島板野警察署の部署所在地の項中「署所在地」を「北島町交番」に、「211 番地の 1」を「211 番地 1」に改め、同表徳島県阿南警察署の部那賀川町南部駐在所の項を次のように改める。

那賀川町駐在所	阿南市那賀川町 上福井橋本 39 番 地 4	阿南市のうち 那賀川町（中島の一部 大京原の 一部を除く。）
---------	------------------------------	---

第 2 条の表徳島県阿南警察署の部那賀川町北部駐在所の項を削り、同表徳島県牟岐警察署の部海陽町穴喰駐在所の項中「海部郡海陽町久保字松本 123 番地 7」を「海部郡海陽町久保字松本 1 番地」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。